

建業第 2 2 1 号  
建技第 4 2 8 号  
平成 27 年 2 月 17 日

交通基盤部出先機関の長 様  
各農林事務所長 様

交通基盤部長

「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」  
の運用に係る特例措置について（通知）

このことについて、別添のとおり平成 27 年 1 月 30 日付け国土入企第 27 号国土交通省土地・建設産業局長通知により、技能労働者への適切な賃金水準の確保について、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等の促進に関する要請があり、下記のとおり取り扱うこととしたので、適切な運用をお願いします。

#### 記

「平成 26 年度 静岡県建設資材等価格表（公共工事設計労務）（第 2 期）等について（平成 27 年 1 月 30 日付け建技第 411 号）」により、平成 27 年 2 月 1 日以降に設計積算するものから新労務単価を適用することとしたが、これに伴い、次のとおり特例措置を定める。

#### 1 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、2 に定める工事の受注者は、「静岡県建設工事請負契約約款」第 52 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

#### 2 具体的な取扱い

- （1）原則として、平成 27 年 2 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の間に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

変更後の請負代金額 =  $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$  及び  $k$  は、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

- (2) 平成27年1月31日以前に契約を締結した工事のうち、平成27年2月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する建設工事請負契約約款第25条第6項の運用について」（平成27年2月17日付け建業第220号、建技427号）1（1）及び2から8まで（4（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

### 3 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。

担当：建設業課 指導契約班  
技術管理課 積算班  
電話：054－221－3059  
054－221－2131